

改正後

損益の通算の計算書 (書き方については、控用の計算書の裏面を読んでください。)

(平成 年分)

氏名

この計算書は、申告書Bや申告書第三表(分離課税用)を使用して申告する方で、各種の所得の損失額(赤字)を他の各種の所得の黒字から差し引く(以下、「損益の通算」といいます。)際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します(申告書第四表(損失申告用)を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。)

1 経常所得の損益の通算

Table with 2 columns: A 経常所得, ① 円

・申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)

2 譲渡・一時所得の損益の通算

Table with columns: 所得の種類, ④差引金額, ⑤通算後, ⑥特別控除額, ⑦譲渡一時所得の通算後. Includes rows for 譲渡短期総合, 譲渡長期分離, 譲渡短期総合, 一時.

- 1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。
④差引金額の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額(以下、「特定損失額」といいます。)について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます(詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください)。
※ 譲渡資産の取得費(既に必要経費などに算入した金額を除きます。)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
2 「一時」の⑦は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0)を書きます。
3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の⑦及び⑧は、次により書いてください。
i 「⑤通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円までの場合……それぞれの⑦の金額(赤字のときは0)を書きます。
ii 「⑤通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円を超える場合……⑦・⑧の順に、それぞれの⑦の金額を書きます。ただし、⑦と⑧の合計額は50万円が限度となります。
4 「一時」の「⑥特別控除額」⑨には、「一時」⑦が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

Table with columns: 所得の種類, ④通算前, ⑤第1次通算後, ⑥第2次通算後, ⑦第3次通算後, ⑧所得金額. Includes rows for A 経常所得, B 譲渡短期総合, B 譲渡長期分離, B 譲渡短期総合, C 山林, D 退職.

- 1 「④通算前」の①及び③から⑧は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
2 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得(赤字のときは0)を書きます(山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)

○申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

(平成十六年分以降用) ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

改正前

損益の通算の計算書 (書き方については、控用の計算書の裏面を読んでください。)

(平成 年分)

氏名

この計算書は、申告書Bや申告書第三表(分離課税用)を使用して申告する方で、各種の所得の損失額(赤字)を他の各種の所得の黒字から差し引く(以下、「損益の通算」といいます。)際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します(申告書第四表(損失申告用)を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。)

1 経常所得の損益の通算

Table with 2 columns: A 経常所得, ① 円

・申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)

2 譲渡・一時所得の損益の通算

Table with columns: 所得の種類, ④差引金額, ⑤第1次通算後, ⑥第2次通算後, ⑦特別控除額, ⑧譲渡一時所得の通算後. Includes rows for 譲渡短期総合, 譲渡長期分離, 譲渡短期総合, 一時.

- 1 「④差引金額」の各種欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。
※ 譲渡資産の取得費(既に必要経費などに算入した金額を除きます。)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
2 「一時」の⑧は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0)を書きます。
3 「譲渡」の「⑦特別控除額」の⑨及び⑩は、次により書いてください。
i 「⑥第2次通算後」の⑨と⑩の合計額が50万円までの場合……それぞれの⑨の金額(赤字のときは0)を書きます。
ii 「⑥第2次通算後」の⑨と⑩の合計額が50万円を超える場合……⑨・⑩の順に、それぞれの⑨の金額を書きます。ただし、⑨と⑩の合計額は50万円が限度となります。
4 「一時」の「⑦特別控除額」⑪には、「一時」⑧が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

Table with columns: 所得の種類, ④通算前, ⑤第1次通算後, ⑥第2次通算後, ⑦第3次通算後, ⑧所得金額. Includes rows for A 経常所得, B 譲渡短期総合, B 譲渡長期分離, B 譲渡短期総合, C 山林, D 退職.

- 1 「④通算前」の①及び③から⑧は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
2 「山林」の⑨及び「退職」の⑩は、山林所得及び退職所得(赤字のときは0)を書きます(山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)

○申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>損益の通算の計算書の書き方</b></p> <p>1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑧通算後」の「譲渡」の各欄      「④差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引金額」の金額をそのまま転記します。）      ・「④差引金額」が赤字と黒字の場合…「④差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）      (2) 「⑧譲渡・一時所得の通算後」の各欄      「⑧通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。      ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「⑧通算後」の金額から「⑩特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑧第1次通算後」の各欄      イ 「④通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「④通算前」の金額をそのまま転記します。      ロ 「④通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。      ハ 「④通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。      (2) 「⑧第2次通算後」の各欄      イ 「⑧第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑧第1次通算後」の金額をそのまま転記します。      ロ 「⑧第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。      ハ 「⑧第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。      (3) 「⑧第3次通算後」の各欄      イ 「⑧第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。      ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「⑧第2次通算後」の金額をそのまま転記します。      (4) 「⑧所得金額」の各欄      イ 「⑧第3次通算後」の⑧と⑨の金額の合計額が黒字の場合…「⑧所得金額」の⑧には、⑧と⑨の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑧第3次通算後」の金額を転記します。      ロ イ以外の場合…「⑧所得金額」に「⑧第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>3 申告書への転記</p> <p>(1) 申告書B第一表      イ 「所得金額」欄の①から⑦      申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照）。      ロ 「収入金額等」欄の②、③及び「所得金額」欄の⑧      i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合      ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。      ii i 以外の場合      ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>損益の通算の計算書の書き方</b></p> <p>1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑧第1次通算後」の各欄      「④差引金額」の「短期」、「長期」の区分ごとに「分離」、「総合」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「分離」、「総合」がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引金額」の金額をそのまま転記します。）      イ 「短期」の各欄      i 「④差引金額」の「分離」が赤字の場合…他の「分離」の黒字と通算した後に、「総合」と通算します。      ii 「④差引金額」の「総合」が赤字の場合…「分離・一般分」の黒字と通算した後に、「分離・軽減分」と通算します。      ロ 「長期」の各欄      i 「④差引金額」の「分離」が赤字の場合…他の「分離」の黒字と上段から順に通算（これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）した後に、「総合」と通算します。      ii 「④差引金額」の「総合」が赤字の場合…「分離・一般分」、「分離・特定分」、「分離・軽減分」の順に通算します（これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）      (2) 「⑧第2次通算後」の各欄      「⑧第1次通算後」の「譲渡」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「短期」、「長期」の区分ごとに赤字又は黒字の場合…「⑧第1次通算後」の金額をそのまま転記します。）      ・「⑧第1次通算後」の「短期」、「長期」の各段に赤字又は黒字がある場合…「短期」、「長期」の区分ごとに黒字は「分離」、「総合」の順に通算します（「分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、「長期・分離」の区分内は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）      (3) 「⑧譲渡・一時所得の通算後」の各欄      「⑧第2次通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。      「譲渡」の赤字は、「総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順に通算します（「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）      ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「⑧第2次通算後」の金額から「⑩特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑧第1次通算後」の各欄      イ 「④通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「④通算前」の金額をそのまま転記します。      ロ 「④通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字はBの「短期・分離」、「短期・総合」、「長期・分離」、「長期・総合」、「一時」の順に通算しますが、「長期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、「長期・分離」の区分内は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）      ハ 「④通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字は、「総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順に通算します（「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）      (2) 「⑧第2次通算後」の各欄      イ 「⑧第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑧第1次通算後」の金額をそのまま転記します。      ロ 「⑧第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡・総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順にCの黒字と通算します（「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）      (3) 「⑧所得金額」の各欄      イ 「⑧第3次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑧第3次通算後」の金額をそのまま転記します。      ロ 「⑧第3次通算後」のA、B、Cの金額は、「⑧第2次通算後」の金額をそのまま転記します。      (4) 「⑧所得金額」の各欄      イ 「⑧第3次通算後」の⑧と⑨の金額の合計額が黒字の場合…「⑧所得金額」の⑧には、⑧と⑨の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑧第3次通算後」の金額を転記します。      ロ イ以外の場合…「⑧所得金額」に「⑧第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>3 申告書への転記</p> <p>(1) 申告書B第一表      イ 「所得金額」欄の①から⑦      申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照）。      ロ 「収入金額等」欄の②、③及び「所得金額」欄の⑧      i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合      ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。      ii i 以外の場合      ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p>